

| 平成27年度第3回弘前市たばこの健康被害防止対策協議会会議録 | |
|--------------------------------|--|
| 日 時 | 平成28年3月16日(水) 午前10時～午前11時40分 |
| 開 催 場 所 | 弘前市役所本館2階 特別会議室 |
| 出 席 委 員 | 中路重之委員(会長)、工藤武重委員(会長職務代理者)、中畑範彦委員、 鳴海晃委員、前田淳彦委員、上谷眞一委員、木村清榮委員、今与視博委員、 福士圭介委員、佐藤修一委員、對馬由美子委員〔11名〕 |
| 欠 席 委 員 | 山中朋子委員〔1名〕 |
| 市側出席者 | 福田健康福祉部長、竹内健康福祉部理事、藤田健康づくり推進課長、工藤参事、今 課長補佐、一戸課長補佐、山内主幹、三浦係長、鳴海主査、佐々木主査、三上保健 師〔11名〕 |
| 開 催 形 態 | 公開(傍聴者6名) |
| 次 第 | <p>1 開会</p> <p>2 報告</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 弘前市たばこの健康被害防止対策の指針(原案)に関するパブリックコメン ト募集の結果について</p> <p>(2) 弘前市たばこの健康被害防止対策の指針(修正原案)について</p> <p>(3) その他</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p> |
| 主 な 内 容 | <p>1 開会</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 前回会議での意見等に対する報告</p> <p>① 全国における事業所での受動喫煙防止対策取組状況に関するデータについ て：事務局報告 ※質問・意見なし</p> <p>② 条例制定自治体における条例制定概要について：事務局説明</p> <p>(中路議長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(条例制定自治体について)神奈川県と兵庫県は県だが、市の例は。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ (北海道)美唄市で昨年12月に受動喫煙防止条例を制定。今年の7月1 日から施行予定。 <p>(木村委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県と兵庫県の条例において「分煙」をどのように解釈すればいいの か。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 神奈川県の条例では、不特定多数の人が出入りすることができる空間を 喫煙区域と喫煙禁止区域に分けることを「分煙」としたうえで、その基準 |

を設けている。仕切りに開口部分がない場合は、仕切りのほかに排気設備が必要であるとし、仕切りに開口部分がある場合は、空気の流れとして、喫煙禁止区域から喫煙区域へ毎秒 0.2 秒以上の空気の流れが必要であるとしている。

兵庫県の条例では、分煙を「厳格な分煙」と表現し、具体的には、たばこの煙が禁煙区域へ流入しないよう、床面から天井まで達する壁等で仕切るとともに、直接屋外に排出できる設備等を備えたものとして、「喫煙室」、「区域分煙」、「フロア区分」の3つの例で区分している。

③ 禁煙化による店舗等の売上への影響について：事務局説明

(工藤委員)

- ・(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「受動喫煙防止条例がもたらす経済効果」について) マイナスが上回るとはどういうことか。

(事務局)

- プラスの効果とマイナスの効果があり、マイナスの効果の方が大きかったもの。

(中路議長)

- ・神奈川県では(条例施行により) どういう影響がでてきたか、三菱 UFJ の資料がその資料。この中で、例えばお酒を飲む場所についてはどうか。

(事務局)

- 飲食店は非常に喫煙ニーズの高い状態であり、条例対応に伴う分煙・禁煙化の影響を最も受けたとしている。マイナス影響は、条例への対応を進めている上位チェーンに顕著に見られ、分煙・禁煙化した店舗で喫煙環境変更前から最大 30%の売上減、多くの店では 15~20%程度の売上減少が見られたとしている。

(中路議長)

- ・平均でいえば経済効果があったということだが、その中で一部の人が被害を被っているということが事実としてある。これはいくつかの証明の1つだろう。科学的なレポートに近いと思うので、重視せざるを得ないと思う。あとの2つの論文、1つは愛知県全体のもので、もう1つは全国チェーンのファミリーレストランのデータ。愛知県の方は、簡単に言うとうどんのことか。

(事務局)

- 業種により受動喫煙防止対策の実施状況に相違がある。

(上谷委員)

- ・愛知県では指針策定や条例化はしていない。民間の飲食店は、売上を上げるために顧客のニーズに合わせたやり方をしており、禁煙の店もあれば、分煙の店もある。この資料は何の意味があるのか。現状の弘前と一緒だと感じるが。

(中路議長)

・参考である。

(上谷委員)

・条例や指針を策定した結果という意味とは違うと思う。

(中路議長)

・ひとつの参考資料として、愛知県ではこう、ファミリーレストランではこうというのがわかる。ひとつの資料としてはいいと思う。

(鳴海委員)

・三菱UFJリサーチコンサルティングの例は2011年3月の報告なので、恐らくは予想だが、リーマンショックの影響をかなり受けているのではないか。それとサンプル数が記載されてない。実際に帳簿を見たりとか、どこまでやっているのかが全然見えない。数値としては非常にインパクトがあるが、裏付けがはっきりしない。査読があるかどうか不明。

(中路議長)

・これは三菱UFJコンサルティングの報告書のようなもの。自分達で書いてそのまま載せられるが、会社が大きいから社会的なインパクトを持つだろう。実際のところ、神奈川県のことをもう少し知りたいなと思う。

(前田委員)

・11年と12年は推計値では。推計というのは大体こうではという、そういう範囲であるから。信用に足らない。

(中路議長)

・経済効果はいわばすべて推計。医療費への影響や売上への影響も推計である。顧客が減った・増えたというのは、客観的な数字になる。

(今委員)

・年度にかかわらず、とりあえず経済効果が下がったという結果にはなっている。数字的には本当かどうかは分からないが。推計でどうのこうの言っているが、実際そうなるわけで、それをどうしようかという話に持っていかなければならない。

(鳴海委員)

・ただそこは条例の影響だけではないのでは。

(今委員)

・分からないが、ただそれはくっ付けて言っているだけ。何をやっても別な話だと思う。

(福士委員)

・旅館ホテル業においては、神奈川でいうと、お客様が、静岡とかの温泉、ちょっと行ったらすぐなので、伊東とかはあちらの方が上がっている。弘前の場合、もしかしたら黒石に逃げるかなと、我々の中ではそういうのが見えている。

(中路議長)

・静岡全部か。

(福士委員)

- ・静岡のその東京に近い地域。神奈川も今はもう持ち直してきているが。温泉地域が特に落ちている、この時は。非常にインパクトが大きく、静岡に移っているという報告であった。

(佐藤委員)

- ・今回が3回目で、色々話し合いしてきたが、このままだと平行線を辿るだけでは。たばこ業界または飲食業は、全面禁煙だと売上が落ちるのではないかと懸念している。
- ・今回の修正原案に目を通したが、「分煙」という言葉が組み込まれていない点が引っかかる。たばこを弘前市からなくすというふうな意味合いで作られたと思うが、喫煙者もいる中で「分煙」という言葉が全く入っていないという点はどうかと思う。

(對馬委員)

- ・バーや居酒屋、遊技場等では売上が減少するだろうと資料を見て感じた。事業者にとって何らかのメリットがないと、中々積極的に取り組んでいけないと思う。

(2) 弘前市たばこの健康被害防止対策の指針(案)に対する申し入れについて : 事務局報告

(工藤委員)

- ・私たち市民にはなじみのない「申し入れ書」のウエイトは。新聞紙上では市長が文書で回答したと。ここで何らかの結論が出る前に。
- ・「市議会会派、自民、公明、憲政」とあるが、その他にも、共産とか様々ある。ここで、市議会の一部会派が、どういう意味でこれをやったのかはわからないが、今ここで審議をつくしている時に、これを出すという意味はどの辺にあるのだろうか。審議を尽くしている中に一石を投じるようなことはいかなるものか。市長が何かやるといったら、反対とか何だと言うのならまだわかるが、まだ何もできていないのに、これをするというのはどういうことなのか。不思議な感じがする。聞くところによると、市庁舎では今まで禁煙対策が施されていて、議会事務局周辺にたばこを吸うところが長年に渡って残されてきたと。今ここで無くなりつつあるので、このようなものを出したのではないかという意見があるが、その辺についてはどうか。

(福田健康福祉部長)

- 本申し入れ書は、会派として出されたもの。会派はいろいろあるが、1会派から、このような考えをしているので考慮していただきたい、という申し入れがあったものとして、それ以上でもそれ以下でもないという理解している
喫煙場所については、基本的に庁内は「禁煙」とし、喫煙所は庁舎建物外に設置している。職員は勤務時間以外、要するに朝・晩、昼休みに喫煙可とし、勤務時間内の喫煙は禁じている。現実的にはフレックスタイム制もあ

り、どの程度冒しているかという統計はとれていないが、概ね守られていると思っている。

議会棟に行くと、たばこの匂いがすることがあり、ルール違反で喫煙しているのではないかと推察されるが、確認はできていない。

(中路議長)

・報告として伺った。我々は議論を尽くすのみ。

3 議題

(1) 弘前市たばこの健康被害防止対策の指針(原案)に

関するパブリックコメント募集の結果について

(2) 弘前市たばこの健康被害防止対策の指針(修正原案)

について

} 事務局説明

(上谷委員)

・パブリックコメント結果がまだホームページに載っていないのでは。

(事務局)

➤ 本協議会での意見等を踏まえ、回答案を固めて公表する予定。

(木村委員)

・パブリックコメントを喫煙者・非喫煙者別に分類したりするのか。

(事務局)

➤ パブリックコメント寄せる際、喫煙・非喫煙の記述を求めているため、分類不能。

(上谷委員)

・要は、飲食店、宿泊施設、遊技施設等が、敷地内禁煙・建物内禁煙で進めるか進めないかが重要なところ。

(中路議長)

・そのための議論を、もっと知識を共有したり、よそのデータも見ながらやらなければならない。

(上谷委員)

・そこだけを議論した方がよいのでは。指針を作るのには賛成だが、やはり厳しい。

(中路議長)

・議論は大切。これは大きな問題。十分議論しなくてはならない。もちろん最終的にはその議論になる。今日で決めるわけではない。まだまだ色々調べたいこともある。

(上谷委員)

・指針を作っても、罰則規定がなければ、多分我々の業界は誰も守らないと思う。前回の会議で市長が最後に、今すぐではないにせよ、将来的には条例化を目指すということに対し、我々業界は危機感を持っている。

(福士委員)

- ・パブリックコメントの件数で、最多が「この指針で進んでほしい」の36件、その次が、施設等における「目指す姿」として職場以降に「速やかに敷地内禁煙または…」という文言があるところが26件、我々の業界もそうだが、ことばの問題として「速やかに、早く移れよ」というのが残っているのがどうしてもある。
- ・段階としてそこを目指すという方法は、そうかもしれないが、言葉として「速やかに」今すぐやれというよりも、もう少し受け入れやすい言葉に替えていただき、反対意見の方々も同じ指針でまず進んでいこうよと。そのために、例えば、まず我々ホテル業界では何ができるのか、もっと禁煙スペースを増やすとか、分煙スペースを増やすとか、段々そうなっていくと思う。そういうのを観光都市弘前はやっていかなければならないと思うし、それに向かう意味でも、まず一歩進めるのに対し、やっていける方向に持っていければいいと思う。

(工藤委員)

- ・受動喫煙が何、禁煙が何という観念・概念の話ではなく、健康を第一に考えると、たばこを吸う人の健康を考えなければならない時に来ている。
- ・指針(案)の中で、喫煙率が男女平均して25%云々という部分があるが、10人に対し2人しか吸っていないという現状で、何故この吸っている人が与える影響のことを考えなければならないのか。逆説的に言えば、これ程の少ない人の意見を聞く必要があるのか。7割方の人間がたばこの被害は嫌だと言っているのに、我々がここでたばこを吸う人の分煙をどうのこうのと言う必要があるのかという意見もあると思う。
- ・たばこを吸う人にも、分煙にしてほしくないとか、人の煙は吸いたくないなどの意見もある。そのことから考えると、随分優しい審議会だと私は思う。(協議会の) 題目だけ変えて、たばこじゃなく何とかの健康被害ってやったら、そんなに吸う人が少ないならもっと強力的にやれという話になると思うが、そのところはいろいろな問題が含まれていると思う。
- ・だから、速やかにどんどんやっていって進めた方が良く思う。

(中路議長)

- ・飲食業はどうか。

(工藤委員)

- ・分煙・禁煙に向けた方が良く思う。題目だけでも挙げた方がいい。私の商売はタクシー業で、全国的にタクシーを禁煙にしようという意見があった。これに対し、東京から遠い所がみんな反対した。北海道、鹿児島、青森、長崎など。結局全面禁煙になったが、誰も困らなかった。乗客も減らなかった。健康に対する意識は高まっている。

(中畑委員)

- ・まず、労働者の環境をつくること。遊戯業界などでも、従業員の健康を考えれば、四六時中そこにいるということは大変な被害が出ていると思う。見えないだけ。青森県では多分まだ無いと思うが、従業員が会社を訴え、損害賠償を払

わされたケースも実際裁判ではある。

(上谷委員)

- ・それはたばこでか。

(中畑委員)

- ・そう。それと、厚生労働省の調べでは、年間受動喫煙で6千数百人亡くなっているという。交通事故で死亡しているのは2013～2014年で4千何人。悲惨な交通事故はすぐテレビに出るが、たばこはあまり目に見えず、意識が低い。やっぱり前向きに、そういう気持ちでいかなければ。
- ・条例ではなく指針だから、今までどおりのことをやっていけば。「速やかに」といっても、明日、明後日すぐそうなるって訳でもないし。

(上谷委員)

- ・でも、やはり「速やかに」では、受け取り方として、すぐにでもという形で受け取らざるを得ない人もいる。我々も組合員等に説明し辛い。

(中路会長)

- ・非常にまじめに考えていらっしゃる。「これは指針だからいいじゃないか」と言ってしまうと、どう変えてもいいという事に逆になるが、そうではなく、この文章に反応するという事は、しっかりと捉えられている。

(今委員)

- ・国の方針としては「速やかに」よりも緩い「将来的に」というふうに書いている。我々ももちろん指針に協力していく方針であるから、もう少し、我々の意見も取り入れていただかないと。ちょっときつい。こう見てみると、我々の意見はほとんど通っていない。

(中路会長)

- ・そんなことはない。かなり通っている。

(今委員)

- ・ある程度緩みもないと、我々の商売に影響してくる。

(中路会長)

- ・まず、たばこが害になるというのは、これほど明らかなことはない。たばこを吸っている人には申し訳ないが、これが当たり前だから工藤委員の意見が出てくる。ところが、全部同じように網掛けしてしまうと、遊技業等のようなところがあるので、その書きぶりが問題になってくる。
- ・福士委員がおっしゃったように、これから先、業界としても弘前がよそに勝たなければならないので、健康を考える街だということをアピールしていかなければならない。必ずそういう時代は来る。そのためにおそらく市長がこういったものを作る必要がある、となったと思う。絶対作らなくてはいけない。
- ・この点については、各委員ともそんなに反対しているわけではないと思うので、その書きぶりについては今ご意見をいただき、最終的には委員長案でも作って皆さんにお渡しし、それをまた次の機会にでも議論したぐらいで決めたらどうかと自分では思っている。

- ・ただ、今日の新しいこのデータを見て、全体的には良いけど、おそらく飲食業の人がダメージを受けるは確かだという気もする。
- ・青森県の喫煙率、男性が大体3割。ところが、30・40代は結構吸っている。30代辺りは青森県全体でおそらく4割を超えている。その高い青森県でこういうものを作って、何かやっていこうという姿勢を弘前が真っ先に示すという事は、観光都市としてやらなければならない事である。そういった大前提は、皆さん全員納得しているものと思っている。

(對馬委員)

- ・弘前では、Uターンの方々の受け入れも積極的に行っていることから、魅力ある街づくりという観点で、このような難しい課題を推進していくことは、弘前市にとって、とても大切なことであると思う。積極的に取り組んでいくお店を積極的に利用しようとか、様々な事を推進していく事も大切かと思う。

(中路会長)

- ・たばこは国で売っている。何の違法でもない。弘前市も15億以上のお金が入っている。一方で、健康増進法で出来るだけ吸うなみたいなことを書いて、国のWスタンダードの基に我々がこうして考えている訳である。健康というものは、人から、上から、御上から言われるものではなく、我々がこのような物を作っていこうというのは、これは下から来た言葉だと思うし、作っていく事に意味があると思う。

(前田委員)

- ・健康の面からは、やはり医療費の抑制につながる。今、日本が抱えている問題として、医療費が増大に伸びて、財政的にも困っている。市も同様だと思う。一方で、飲食業やたばこ税などもあるが、それを上回っているのではないかと自分は思う。
- ・工藤委員が先程タクシーのことで言っていたが、もともとはJRで、JRが禁煙、禁煙車両と喫煙車両を分けてスタートし、今では殆どが禁煙車両になっている。そのあとタクシー業界が組み込み、禁煙になっていると。やはり、この世の中の流れの中で弘前が観光を目指すならば、いち早く弘前の観光においてこういったことを公表していくことも、弘前にとってすごく良いことだと思う。

(中路会長)

- ・我々としては、最終的にその中で一つの動きを作っていかなければならないと思う。だから、この書き振り自体、そこまで皆さんが真面目に文章を考えているのであれば、考慮する必要があると思っている。

(今委員)

- ・市主導でステッカー（喫煙環境表示ポスターの製作・配布）を行い、我々も連動した。遊技業協会では100%、料理飲食業組合は80%位であるが、観光客や顧客は、たばこを吸う人も吸わない人も、非常に分かりやすくていいという意見が実際ある。是非、市の役割にそれらを推進することを入れてもらえれば、我々もより分煙の場所を増やしたり、禁煙の時間を設けようなどとなり、実の

ある指針になってくる気がする。せつかく市から始まったものなので、そういう言葉を一つ入れてもらえると、我々だけでなく、他のムーブメントとして回っていくのではないかと思う。

(中路会長)

- ・事務局、あの会長案をまとめてもらえないか。皆さんに事前に渡して、私の意見も文章にして渡して、次回集まった時にある程度決められるように。

(事務局)

- ・会長と詰めさせていただき、事前に配付して、次回にもう一度というように。

(中路会長)

- ・分煙もある程度は仕方ないのかなという気も内心ではしているが、その辺の所はもう少し時間をかけて。

(上谷委員)

- ・自分の店で1か月ほど喫煙者、禁煙者のデータを取ったところ、私の店では6割が喫煙者であった。もう1店舗、別の法人の店を調べたところ、やはり5割程が喫煙者であった。工藤委員には申し訳ないが、タクシーは確かに禁煙だが、運転手は外で吸っている。

(工藤委員)

- ・喫煙している人の健康を考えて、アピールする必要がある。

(上谷委員)

- ・客層が違う。

(工藤委員)

- ・商売の川下の話は別として、川上的には短命県返上、健康被害を未然に防ごうと、そしてここでは、たばこを吸う人の健康を考えましょうという書き振りなんだと。たばこの被害よりも、たばこを吸う人の健康を考えましょうという会であるから、その方法論として分煙・禁煙という話。

(上谷委員)

- ・でも、好きで吸ってる人もいる。

(工藤委員)

- ・それは嗜好として、3人に1人とか4人に1人しかいないのであって、そこまで我々が考える必要があるのだろうかという話。好きな人とか病人だとかで意見も出てるが、それこそ危ない意見。

(中路会長)

- ・やはり啓発というのはすごく大切。たばこだけはやはり悪いと思う。データが悪い。であるから、吸わないで健康になって欲しいと思う。

(上谷委員)

- ・だったら売らなければいいのではないか。

(中路会長)

- ・そのとおり。

(上谷委員)

・そっちの方に（対策を）傾けた方がよいのでは。

（鳴海委員）

・国全体の問題。

（中路会長）

・だから我々が悩まなくてはならなくなる。

（上谷委員）

・先程、税収の話もあったが、医療費で賄えると言っても、いつごろの話か。将来的な話ではないか。

（中路会長）

・例えば、肺がん、日本で最も多いがんであるが、5万人ぐらい死亡している。ただ、たばこを吸ったからといって全部が肺がんになるわけではないし、たばこを吸わない人も随分肺がんになっている。ただ、比率で言うと（喫煙による肺がん発症率が）6倍位。肺がんで手術したら、手術代だけで100万、その他全部合わせて300万位かかる。肺がんだけじゃない。口のがんもみなそう。心筋梗塞、客観的なデータが出ている。

（上谷委員）

・それは分かるが、実際15億円という数字が出ている。医療費が下がると言うが、どのくらいの効果があるのか分からない。

（鳴海委員）

・肺がんだけで、新しい薬が去年認可されて、これが1人年間3,500万円掛かる。弘前で計算すると、年間30人位使うのでは。

（前田委員）

・少なくとも10億。喫煙者になる肺がんの有効な薬で、去年から認可され、今年、来年と。高額医療費助成金により殆ど個人が払わない。

（中路会長）

・そういうことをやはりしっかり議論した方が良い。なんとなく悪いではなく、数字として、正しい数字かどうか見る必要がある。

（木村委員）

・目的は健康被害の防止であり、健康そのものだと思うが、その弊害は何かと言うと、やはり受動喫煙が一番。今委員、福士委員、上谷委員の業界では、やはり商売をやっている手前なかなか踏み切れないという気持ちは分からなくもないが、だとすれば、いつ頃までには指針に向かって出来るだとか、ここまでは今現在やれるとか、段階を踏んだそのようなやり方を加えていけばどうかと思うが。

（今委員）

・先程上谷委員も言われたように、50~60%の方が喫煙する。我々の業界では。吸わない方ももちろんいるが、吸っても大丈夫ですよという方もいる。たばこが嫌いだからこの店には入らないという人もいる。それを我々は決められない。その中で、我々も努力していかなければならないというのは心にある。だから、

急にではなく、少しずつ進めていくようにしてほしい。

(木村委員)

- ・少しずつと言うのであれば、今現在どこまではやれるのかと、その辺を提示してはどうか。

(今委員)

- ・店によって異なる。売上の額も違うし、投資するお金を出せるか出せないか、借りられるかどうか、そういう問題も発生する。

(木村委員)

- ・例えば業態別とか、居酒屋であればその辺までしかできないとか、レストランはここまではできるとか、そういったことを示せば、別な方向から議論ができるのではなのか。

(今委員)

- ・それだと説明しづらい。「速やかに」禁煙にしましょうという事になってしまえば、どこまで我々が説明できるのか。みんな業態が違う中で、一定的に決めてしまうのであれば、なかなか難しい問題が出てくる。

(中路会長)

- ・「速やかに」を万が一とったとすれば、今委員の業界の組合でも前向きに、将来、厚労省は「将来」と書いているが、そういう雰囲気は作っていただかないと困る。

(今委員)

- ・当然そのように市ができるのであれば、それに則って我々もやっていかなくちやいけないという事になっていく。

(中路会長)

- ・やはり科学的な知識のようなものは絶対必要。(たばこが)どの位悪いのかというのもある程度は知る必要があると思うし、そういう機会も設けていただければありがたい。

(鳴海委員)

- ・資料をひとつ用意したので、皆さんに配付したいが、よいか。

(中路委員)

- ・はい。

※各委員に資料配付—鳴海委員資料説明

(事務局)

- ・先程木村委員からの質問で、神奈川県と兵庫県の条例の中での「分煙」に関する説明資料を用意したので、配ってよろしいか。

(中路会長)

- ・はい。

※各委員に資料配付

(上谷委員)

- ・売上が減らないという件については、日本全国でやれば別に影響はないと思う。青森県など大きい枠であれば、おそらく売り上げは下がらないと思う。弘前でやって近隣でやってないとなると、弘前の経済がおかしくなるのではないかということを行っている。

(中路会長)

- ・そこは工夫が必要。

(鳴海委員)

- ・いきなり明日から、4月からってというのは。

(上谷委員)

- ・「速やかに」というのは、すぐということではないのか。

(中路会長)

- ・皆さん本当に真面目に捉えている。

(鳴海委員)

- ・今委員が言うように、組合で考えるべきだと思う。

(今委員)

- ・是非そのところ考えてほしい。

(鳴海委員)

- ・そうではなく、組合がどうぞ。

(上谷委員)

- ・我々の組合で出た話だが、24 ページの表の中で、大学、社会福祉施設、集会所などと、民間施設を一緒にするべきではないという意見が全部であった。また、分煙も認めないのかということも、組合で説明したときに突かれた。

(中路会長)

- ・組合の皆さんが集まれば当然そうなる。そこは乗り越えなければ。

(上谷委員)

- ・乗り越えるといっても、売上が下がったら補償問題や訴訟などという話にもなりかねない。

(中路会長)

- ・神奈川ではあったのか。

(上谷委員)

- ・努力目標義務である。我々の業界は。罰則はない。

(中路会長)

- ・であれば（弘前市と）あまり変わらないのでは。指針は努力目標。

(上谷委員)

- ・条例ではないからいいとか、そういう問題ではないと思う。

(中路会長)

- ・今は、訴えられたらどうかという話。

(上谷委員)

・まだ罰則規定をかけられた店はないという事。ほぼ守られていないのが現状。難しい。

(中路会長)

・逆に言うと、皆さんは非常に真面目に考えているという事。すごく嬉しい。

(今委員)

・当然、真面目に考えざるを得ない。その内容を文章で書いていただきたいと、我々は言っている。

(鳴海委員)

・視点として、経済的な事も大事であるが、店で働いている未成年者はとにかく守っていただきたい。親としては、子どもが居酒屋などで喫煙ルームに入り(煙を)吸引したりするのは到底許しがたい。

(上谷委員)

・承諾があってもだめか。

(鳴海委員)

・本人の承諾か。

(上谷委員)

・本人の承諾とか、親の承諾とか。

(鳴海委員)

・法的にはどうか、私も分からない。

(上谷委員)

・条項に入れるのは駄目か。

(鳴海委員)

・扱いについては、ここでは結論は出ない。

(中路会長)

・なかなか難しいだろう。

(工藤委員)

・先にそういうことを条項に書いて、後で裁判となった時に、そういう状況下にあったことを経営者が認めたことになる。常識的に駄目。

(上谷委員)

・例えばの話。

(中路会長)

・意見は大体出尽くしたか。もし宿題があれば、この後、事務局にご連絡いただきたい。

(事務局)

➢ 次回は会長案を提示の上ご協議いただくということであるが、各委員において意見を補足する資料提供があれば、事前に事務局の方で預かり、会長案と一緒に資料として各委員に配付することとしてはいかがか。

(中路会長)

・(資料提供の)依頼文を発送されたい。

- ・それを見てから会長案を出させていただく。もう1回議論して頂く。自由闊達に議論していただければ結構。

(上谷委員)

- ・前回疑問に思った点があったが、この協議会が立ち上がる前に、忙しくて出席できない場合に代理人を立ててもよいか尋ねたところ、出せるが意見は言えないとの回答であったが、前回会議で欠席した委員が意見を出していた。これはいいのか。

(事務局)

- 本協議会委員は個人に対しての委嘱であり、会議で委員としてご発言・ご提言いただくのは、あくまでご本人である。ただし、あらかじめ欠席が見込まれる場合、事前に意見があれば、それを事務局の方でお預かりする。

(上谷委員)

- ・聞いていない。

(事務局)

- 欠席が見込まれた場合にお伝えさせていただいている。今後も出席ができない場合は、事務局で事前にご意見を承り、各委員に提示させていただく。ただし、それは代理出席ということではなく、委員の意見を事前に事務局でお預かりし、披露させていただくといった対応である。

(中路会長)

- ・時間もそろそろ来たので。何とかこの指針を実のあるものにしたいと思う。次回大体決定になると思うので、よろしく願います。次回はいつ頃になるか。

(事務局)

- 次回の会議の開催、4月にまたご連絡を差し上げる。その際に、あらかじめ委員からご提供いただく資料があれば、提出期日などを明示し取りまとめることとしたい。

4 その他

※事務局より委員報酬支払に関する事務連絡

5 閉会